

6 「田んぼダム」の支援制度

「田んぼダム」の効果を発揮するには、十分な高さ（30cm程度）のある畦畔や貯留した雨水を速やかに排水するための落水口などが整備され、適切に維持管理することが重要です。

このような畦畔の整備や補強、流出量調整器具の購入等を行う場合は、多面的機能支払交付金や農地耕作条件改善事業等を活用することができます。制度を活用することにより、「田んぼダム」に取り組みやすくなります。

（1）多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金は、“農地維持支払交付金”と“資源向上支払交付金”から構成されます。

「田んぼダム」の実施に必要な畦塗り等の畦畔の補強は、“資源向上支払交付金”的対象となります。資源向上支払の交付を受ける田の面積の1／2以上で「田んぼダム」に取り組む場合、10a当たり400円（6年目からは10a当たり300円）の加算措置があります。

交付金は、流出量調整器具の購入、製作、設置や維持管理（畦畔の補修や落水口の点検・見回りなど）に使うことができます。

制度を活用するためには、要件を満たす必要があるので、土地改良区、市町村、県等の担当に御相談ください。

多面的機能支払交付金は、流出量調整器具の購入、製作、設置や維持管理（畦畔の補修や落水口の点検・見回りなど）に使うことができます。

「田んぼダム」に取り組む場合、交付単価の加算（400円/10a）が行われます。

資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」で「田んぼダム」の取組に向けた活動を支援します。

農村環境保全活動

水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし、前述の排水調節の活動を行う場合に限る。
- ・大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

多面的機能の増進を図る活動

55 防災・減災力の強化

- ・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

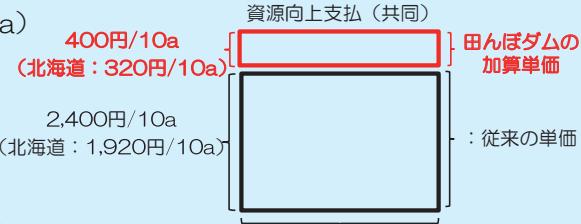
出典：多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）（青森県）から抜粋

加算措置 ③水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

都府県	北海道
田	400



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、
または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に
0.75を乗じた額になります。
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間に
おいても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



＜加算措置の要件＞

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1－3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

＜加算対象面積の考え方＞

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

出典：「令和5年度 高めよう地域協働の力！多面的機能支払交付金のあらまし」(農林水産省)

(https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_sihrai-91.pdf)

を加工して作成

(2) 農地耕作条件改善事業

農地耕作条件改善事業では、「田んぼダム」の実施に必要な整備を実施することができます。

ハード事業では、畦畔再構築や落水口の整備ができます。

ソフト事業では、流出量調整器具の購入や設置状況確認等を実施することができます。

助成額は、畦畔再構築（農業者自主施工）では95,000円/100m、落水口の整備（農業者自主施工）では30,000円/箇所などとなっていますが、工事内容によって異なります。（令和5年度単価）

事業を実施するには、各種の要件を満たす必要があるので、活用を希望される場合は、土地改良区、市町村、県等の農地整備の担当に御相談ください。

事業概要は、農林水産省ウェブサイトで確認できます。

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-20.pdf>)

(3) 農地整備事業等

農地整備事業（農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業）、いわゆる“ほ場整備事業”等では区画整理工事等とあわせて、「田んぼダム」の実施に必要な、畦畔、落水口、流出量調整器具、排水路等の整備を実施することができます。

水田の区画整理とあわせて、畦畔、落水口、流出量調整器具、排水路等の整備ができます。

事業を実施するには、各種の要件を満たす必要があるので、活用を希望される場合は、土地改良区、市町村、県等の農地整備の担当に御相談ください。

なお、県は、今後、実施するほ場整備事業では、原則として「田んぼダム」に取り組むこととしています。

事業概要は、農林水産省ウェブサイトで確認できます。

①農業競争力強化農地整備事業

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-18.pdf>)

②農地中間管理機構関連農地整備事業

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/attach/pdf/index-19.pdf>)

災害復旧事業

24時間雨量が80mm以上など「異常な天然現象」により、田の畦畔が崩れるなど、農地が被災した場合には、国の補助の対象となる災害復旧事業で復旧できる場合があります。

農業者自らの手に負えないほど被災した場合には、市町村に相談して下さい。